

葛飾区公共施設見直し推進計画

～ 効率的で質の高いサービス提供と地域交流の活性化を目指して～

平成18年6月

目次

はじめに	1
序章 本計画の目指すもの	3
第 1 章 対象とする施設	4
第 2 章 計画期間	4
第 3 章 見直しの基本方針	5
1 サービス内容や提供方法の視点から	5
(1) サービスの必要性から出発	
(2) 建設時の用途・目的にとらわれない	
(3) 多様なライフスタイルを持つ区民の利便性を強化	
2 施設の管理・運営に関する視点から	5
(1) 地域住民を含めた積極的な民間活力の導入	
(2) 運営主体が事業運営から収入を得る仕組みを導入	
(3) 総合管理業務委託等の活用	
3 区有財産の有効活用に関する視点から	6
(1) 基本的事項	
(2) 市街地整備用地	
(3) 小中学校	
(4) 土地の新規購入	
4 施設ハードの改築・修繕・更新などの視点から	8
(1) 既存施設の長寿命化	
(2) 施設の複合化	
(3) トータルコストの縮減	

第 章 施設ごとの見直し	9
1 見直しの方向性	9
(1) 施設そのものの見直し	
(2) 管理・運営等についての改善	
2 施設ごとの年次取り組み事項	9
第 章 コミュニティ拠点施設の再編と将来像	10
1 コミュニティ拠点施設の課題と計画期間中の取り組み	10
(1) コミュニティ拠点施設のとらえ方	
(2) 施設配置の考え方	
(3) 施設の再編	
(4) 集会施設 IT 予約システム	
(5) 施設総数の縮減	
(6) 区民の生涯学習活動支援体制の強化	
(7) 地域団体が運営主体となる協働モデル	
(8) 立地を活かしたコミュニティ拠点モデルプラン	
2 コミュニティ拠点施設の将来像	20
(1) (仮) 交流・活動センターの展開	
(2) ITを活用した利用実態の把握とコミュニティの広がり	
第 章 計画の推進に向けて	24
別表「施設ごとの年次取り組み事項」	25

はじめに

葛飾区では、平成 14 年 2 月に発した「第二次葛飾区経営改革宣言」に基づき、同年 6 月に「行財政改革アクションプラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営と安定した財政基盤の確立を目指して、全庁を挙げて取り組んできました。そして、昨年 11 月には、平成 18 年度から 27 年度の 10 年間の計画期間とする「区民と創る元気なかつしか」を基調とした新たな「基本計画」を策定し、併せて「基本計画」を財政基盤から支えていくため「葛飾区経営改革大綱」を定め、区の経営戦略を具体化したしました。この「葛飾区公共施設見直し推進計画」は、これらと基調をあわせ、区民の貴重な財産である公共施設をこれまで以上に効果的・効率的に活用し、区民生活の「元気」を支える拠点としていくために策定するものです。

区が設置している様々な公共施設については、これまで時代や社会の要請、区民ニーズに応じて、多岐の分野にわたって設置され、住民福祉の増進に寄与してきました。近年は、社会の変化に応じ、出張所から区民事務所・地区センターへの改組再編、直営施設の民営化の推進、管理運営の民間委託化、開館日や時間の延長、利用料金制度や指定管理者制度の導入などの改革を行い、利用者サービスの向上と行政の効率化に努めてきたところです。

こうした取り組みの一つとして、平成 15 年度には公共施設の概要やそれを取り巻く環境の変化、そして今後の課題等を取りまとめた「施設白書」を作成しました。この中で、現在の施設は、年齢や使用目的ごとに利用者が限定されているなど、機能や利用しやすさ等のソフト面の課題を抱えていることや現有する区有建築物の約 75%が、昭和 40 年代から 50 年代に建築されてきたもので、バリアフリー化や今後の老朽化により施設の維持管理費や建替え経費が増大するなどのハード面の課題も明らかになりました。

厳しい財政状況の下、今後の建て替え経費の増大が見込まれる公共施設については、公共施設そのものの必要性に加えて、時代の要請や区民ニーズに対応したものにしていくとともに、より一層の効果的・効率的な運営や維持管理を行っていくための検討が求められています。

そこで、区民サービスに直接的に関わる公共施設の見直しについて、区民の方々や学識経験者などに様々なご意見を伺いながら、更なる検討を進めるため、平成 16 年 7 月に「葛飾区公共施設見直し検討委員会」を設置しました。委員会においては、『葛飾区における公共施設のあり方』を 1 年余りに渡ってご検討いただき、17 年 8 月に検討結果が「葛飾区公共施設見直し検討委員会報告書（以下「報告書」）」としてまとめられ、答申をいただきました。

「報告書」においては、「各施設群の方向性」に加え、これまで年齢別・目的別の縦割りに設置されていたコミュニティの拠点となる施設を再編成することやその運営を区民と協働で行っていくこと、また、区民が様々な活動を行

う場である集会機能については、ITを活用し予約申請などの利便性を向上させるとともに、利用状況を明らかにした上で、利用率の低い施設については廃止、転用していくこと、また近い将来に想定される施設の建て替え時に向けた「モデルプラン」などの提案がなされました。

本計画は、「報告書」を受け、区がその実現に向けて、短期的に取り組むべき事項については、その課題とその具体的な方策や実施時期を明らかにするとともに、長期的に取り組む必要のある事項については、将来像を示した上で課題を整理し、計画を着実に実現していく見直しのプロセスを明らかにしたものです。

公共施設の見直しの実現のためには、区関係者はもとより、区民の皆さんのご理解とご協力を得ることが不可欠であり、本計画に対する議論が広く区民の間で行われ、本計画が着実に実現できることを期待いたします。

序章 本計画の目指すもの

この「葛飾区公共施設見直し推進計画」(以下「推進計画」)は、「葛飾区公共施設見直し検討委員会報告書」を受け、現在よりも、より多くの区民に公共施設全体を効果的・効率的に活用していただくために、公共施設の見直しを着実に進め、次の目標を達成することを目指します。

【より質の高いサービス提供と効率化の推進】

広く一般区民が利用する施設等について、廃止・機能転換・設置数や管理運営形態の見直しや運営方法等の改善を具体的に推進し、区民の利便性を向上させつつ、効果的・効率的な行政運営を進める。

【自治による豊かな地域社会の形成】

区民の幅広い活動(趣味、生涯学習、地域貢献)に関する支援の強化や区民との協働を推進するとともに、年齢別や目的別、区の組織の縦割りに設置されていた施設を、幅広い年代の区民が憩い、交流し、学ぶために使うことができる施設へと転換していくことで、子どもから高齢者までの地域住民が連携し、相互に支え合う、自治と協働による豊かな地域社会の形成を進める。

【区有財産の有効活用】

一斉に老朽化する施設の大規模修繕等の経費や建替え(更新)経費の急増を見据え、公共施設関係経費のトータルコストを長期的視点に立って抑制していくための基本的方針を示し、具体策に着手することで、新たな行政需要に積極的かつ的確に対応した公共サービス提供体制を構築していく。

【建替えによる地域との合意形成を検証】

学校をはじめとする様々な公共施設の建て替え時期が一斉に到来することを視野に入れ、今後、具体的な公共施設の建て替えに着手する際には、初期の段階から、地域、利用者、民間事業者など様々な観点からの検討と合意形成のもとに進めていく。

【コミュニティ拠点施設の将来像に向けた一步を踏み出す】

コミュニティの拠点となる施設について、地域自治の拠点としていくこと、また、集会機能については適正に配置していくことが必要である。そのためには、自治意識の醸成を図り、既存施設を有効に活用しつつ段階的に進めなければならない、長期にわたる取り組みとなる。そこで、本計画の具体的な実現に着手することで、将来像に向けた第一歩を踏み出すものとする。

対象とする施設

「報告書」において、見直しの方向性が示された施設（既に民営化や統廃合済みの施設及び18年度から指定管理者制度導入予定施設を除く）

- 男女平等推進センター（1）
- 地区センター（19）
- 集会所（30）
- 消費生活センター（1）
- 勤労福祉会館（1）
- 防災研修室（5）
- ボランティアセンター（1）
- シニア活動支援センター（1）
- 敬老館（18）
- 保健所・保健センター（6）
- 児童館・児童会館（28）
- 母子生活支援施設（1）
- 子ども家庭支援センター（2）
- 学童保育クラブ（25）
- 保育園（43）
- 区営住宅（10）
- コミュニティ住宅（1）
- 公園等（305）
- 静観亭、和楽亭（2）
- 旧学校（5）
- 小中学校（小学校49・中学校24 計73）
- 校外施設（2）
- 社会教育館（4）
- 郷土と天文の博物館（1）
- 教育資料館（1）
- 図書館（10）

（ ）内の数字は、平成17年4月1日現在の施設設置数

計画期間

本計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間に具体的に取り組む事項を示すものである。

見直しの基本方針

本推進計画における基本方針は、「報告書」の基本方針を踏まえ、次のように策定する。

1 サービスの内容や提供方法の視点から

(1) サービスの必要性から出発

ハコとしての施設だけに目を向けるのではなく、まず、提供されるサービスの必要性を考える。そのうえで、必要とされるサービスを提供するためには、特定の施設を構える必要があるのか検討する。

(2) 建設時の用途・目的にとらわれない

これまでの利用者限定施設、目的別施設の考え方を一旦取り払う。地域や区民のニーズ、時代の要請、地域コミュニティを活性化させる視点から、施設そのものの必要性に加え、施設の利用対象者や利用目的の見直し、機能の転換、施設空間の相互利用、ネットワーク化、複合化などの可能性や効果を幅広く検討する。

なお、施設整備時等に特別な事情が存在する施設については、これまでの経緯や施設設置の意義等を踏まえつつ、地域住民の意向に配慮しながら検討する。

(3) 多様なライフスタイルを持つ区民の利便性を高める

公共施設において提供される様々なサービスは、利用時間や提供方法を変えることで、利用者の幅が広がる。施設の利用時間や曜日等について、利用者のニーズに合わせた対応や利用条件の緩和などを検討する。

また、ITを活用し、インターネット上で施設申込みや地域情報の提供、更にはコミュニケーションの場の提供を行うことなどについて、既存の利用者や地域住民の意向を尊重した上で検討し、多様なライフスタイルを持つ区民の利便性を強化する。

2 施設の管理・運営に関する視点から

(1) 地域住民を含めた積極的な民間活力の導入

施設の運営に当っては、従来手法にとらわれずに、経費や内容を適切に比較、検討し、指定管理者制度の活用、公設民営、民設民営、業務委託など、より効果的・効率的な手法を導入していく必要がある。

また、今後、地域住民がサービスの利用者としてだけでなくサービスの提供者としての役割を担う可能性を踏まえ、サービス提供者としての

楽しさや生きがい、喜びを実感することができる、地域交流の促進につながる分野については、地域住民や団体が主体となる運営を進める。

そこで、施設の性質やサービス、業務内容に応じ、適切なサービス提供主体が施設運営に当ることができるよう、区は「公の担い手」としての地域住民、NPO、民間事業者の育成を図っていく。

(2) 運営主体が事業運営から収入を得る仕組みなどを導入

運営主体が安定し継続して事業運営をできるようにするとともに、サービスの向上やサービスメニューの充実を図ることを自らの創意工夫により行うことができる仕組みを導入する。具体的には、運営主体が利用者から直接料金を徴収できる仕組み（利用料金制度）を導入するなど、運営主体の創意工夫が利用者の増加（＝収入の増加）につながることで、より質の高いサービスが提供されることを目指す。

(3) 総合管理業務委託等の活用

総合庁舎、文化施設、男女平等推進センター等の施設について、総合管理業務委託を採用してコストの縮減を図ってきたが、今後も、一定の施設規模があり、総合管理業務委託方式等の採用によりコスト縮減が見込まれる可能性のある施設については、個別・具体的に検討を進め、区民の就業や区内業者の活用に配慮した導入を検討する。また、これに加え、一施設内における総合管理業務委託とは別に、例えば、区内を一定のエリアに分類するなどし、地域ブロックでまとめて施設を一括で同業者に管理業務を委託することについても検討し、管理運営にかかるコストを縮減していく可能性を検討する。

3 区有財産の有効活用に関する視点から

(1) 基本的事項

今後の区有財産の取得、処分等のマネジメントを含めた効果的・効率的な活用に関する基本的な考え方や方向性について、スクラップアンドビルドの視点に立って以下のとおり定める。

区有財産全体の総資産量を勘案し、効果的・効率的な区有財産のマネジメントを行う。（公園・道路や都市計画事業等の都市基盤整備事業用地を除く。）

行政目的を終了し、その後、他の行政目的の転用の可能性が低い区有財産については、

ア 区有財産であることを十分に踏まえた上で、原則として、売却を検討する。

イ 次に、社会福祉法人や公益を目的とした団体等への貸付を検討する。

ウ 更に、地域活性化や地域経済の活性化、財源確保の観点から、民間事業者やNPO等に積極的に貸付けを行うことや定期借地権制度等を活用すること等により、歳入の確保を図る。

区有施設の整備・建替え等に伴い土地が必要となる場合には、原則として、現に保有する区有財産の転用等を検討し、極力、保有する財産を有効活用することとし、新規取得の必要性がある場合は、原則として、現に保有する区有財産を売却する等によりその財源を捻出するよう努める。

区有財産の売却代金等については、原則として公共施設建設基金及びまちづくり基金等に積み立て、将来の土地取得及び施設建替経費の財源に充てていく。

区が実施していた事業を民営化し、社会福祉法人等の民間事業者に対して区有財産の貸付け等を行う場合の財産管理形態については、原則として土地・建物ともに普通財産とし、土地は貸付け、建物は譲渡を行っていく。ただし、相手方の意向等を十分に踏まえ、施設の耐用年数や事業内容等によっては、施設の譲渡だけではなく、貸付けも検討する。この場合の財産の使用料・貸付料は原則有料とし、必要な場合に減額・免除を行っていく。

(2) 市街地整備用地

今後は都市計画事業の進捗状況等を踏まえ、中期的(5年程度)に必要性が明らかな場合に限り取得を検討する。

現に保有する市街地整備用地については、市街地整備事業で直接活用を図るとともに代替地として積極的に売却を図る。

当面、市街地整備用地としての活用の見込みが著しく低いと考えられる用地については、用途を変更した上で、一般への売却及び他の行政目的への転用や社会福祉法人等への貸付け等により積極的活用を図る。

(3) 小中学校

学校施設については、18年度から未来を見据えた学校づくり検討委員会において学校施設のあり方や学校適正規模等の検討を進める。そこで、

校舎の老朽化に伴う建替えに併せ、学校規模の適正化による統廃合がなされた場合の跡地利用については、教育目的での活用を基本としつつ、学校の敷地が広く貴重なオープンスペースとなることから、運動の場や公園として、更には防災面を含めた地域における広場としての活用についても検討する。また、立地上の特性などによっては、学校等の建替え移転先としての活用や、PFIや定期借地権制度の活用等の可能性についても検討する。

建替えを行う学校施設については、学校が各地域に満遍なく存在し、

地域住民にとって身近な施設であることから、学校施設の特長を活かせる施設や集会施設との複合化、また、地域に開かれた学校のあり方について検討する。

既存の学校跡地については、引き続き暫定活用を図りながら、上記の方向性に基づき活用の可能性を検討する。

(4) 土地の新規購入

土地の新規購入は原則として、公園・道路や都市計画事業等の都市基盤整備事業用地の購入を除き、総資産量や現有財産の売却状況等を踏まえて行う。

4 施設ハードの改築・修繕・更新などの視点から

(1) 既存施設の長寿命化

施設の更新時期及びそれに伴う財政負担の平準化を図るため、今後、公共施設の長寿命化を進める。耐用年数を迎えた即、建て替えを考えるのではなく、極力既存施設を維持・保全することとし、既存施設を活かして改修するスーパーリフォーム(*)手法の活用や計画的、予防的な修繕を進め、施設の長寿命化、財政負担の平準化を図る。

*スーパーリフォーム：東京都が1998(平成10)年度から始めた事業手法で、間取りの変更や設備・内装の改善、バリアフリー化や建物の長寿命化など、住宅内部を抜本的に改善、再生し、建物躯体の物理的耐用年限近くまで活用を図るもの。

(2) 施設の複合化

大規模な公共施設の改築を行う場合は、周辺施設との複合化を進めるとともに、施設の統廃合などについても検討を進める。

(3) トータルコストの縮減

施設更新にあたっては、PFIや指定管理者制度の導入など、将来の運営・管理手法などを含めた新たな事業手法はもとより、システム鉄骨の採用など耐震安全性を確保できる最小のイニシャルコストで実現する工法や将来の人口構造や行政需要の変化への対応を踏まえ、機能転換や利用形態変更に対応が可能な建築手法、スケルトン・インフィル分離方式(*)などを活用する。また、既存施設の光熱費の縮減(ESCO・直結給水方式・電力契約変更・節水こま等)を推進する。

*スケルトン・インフィル分離方式：建物の躯体(スケルトン)と内装造作(インフィル)を分離して設計し、設備の老朽化や間仕切りなどの変更が必要になった場合、躯体部分は残したまま、容易に改変できるため、建物としての長寿命化が可能となるもの。

施設ごとの見直し

1 見直しの方向性

基本方針を踏まえ、施設ごとの取り組みの方向性は次のとおりとする。

(1) 施設そのものの見直し

設置の意義が薄れた施設、利用者の少ない施設は、廃止又は転用
施設の設置意義が他の事業と競合する場合には、当該施設と事業の
役割分担について整理

設置当初の目的に限定することなく多目的に活用することで地域交
流の促進や効率化につながる施設は、多目的施設に再編

新規施設建設については、P F I手法など適切な民間活力導入

(2) 管理・運営等についての改善

サービスの向上や効率化が図られる場合には、適切な手法を選択し
民間事業者の活用を推進

地域団体や利用団体、N P O等との協働運営がふさわしい施設は、
団体が主体となる運営を検討・推進

利用料金等の見直し（原則有料化、減免基準の整理・検討）

利用対象者（団体）の拡大

施設利用に関するI T予約システムの導入（利用料金、申込方法、
対象団体の検討を経て導入）

施設特性を活かしたサービス内容等の見直し

2 施設ごとの年次取り組み事項

計画期間中の施設ごとの取り組み事項は、別表(P.25・26)のとおり定める。

コミュニティ拠点施設の再編と将来像

公共施設見直し検討委員会が各施設の検討を行う過程において、区の公共施設の中でも、コミュニティの拠点となる施設について、年齢別や目的別、区の組織の縦割りに設置されているなどの課題が指摘され、重点的な検討が行われた。その結果、世代を超え、区民が身近な遊びやスポーツ、学び、憩い、交流などをする施設をコミュニティ拠点施設ととらえ、施設の運営体制を再編し、ITの活用を図り、ハードとしての施設の有効活用を促進しつつ、地域コミュニティの活性化を図ることが提言された。

そこで、区として、改めてコミュニティ拠点となる施設の現状や課題を踏まえた上で、計画期間中に取り組む事項と将来像を示す。

1 コミュニティ拠点施設の課題と計画期間中の取り組み

(1) コミュニティ拠点施設のとらえ方

本計画においては、コミュニティ拠点施設を、世代を超え、区民が身近な遊びやスポーツ、学び、憩い、交流などをする施設ととらえる。現在区が保有する施設のうち、コミュニティ拠点施設ととらえられる施設をその主な機能から、次のように整理する。

集会機能を主とする施設（計49）

地区センター（19）・集会所（30）

個別目的施設で集会専用室をもつ施設（計20）

男女平等推進センター（1）・文化会館（1）・亀有文化ホール（1）・地域産業振興会館（1）・勤労福祉会館（1）・消費生活センター（男女平等推進センター併設）・防災研修室（5）・ボランティアセンター（1）・シニア活動支援センター（1）・社会教育館（4）体育施設（4）

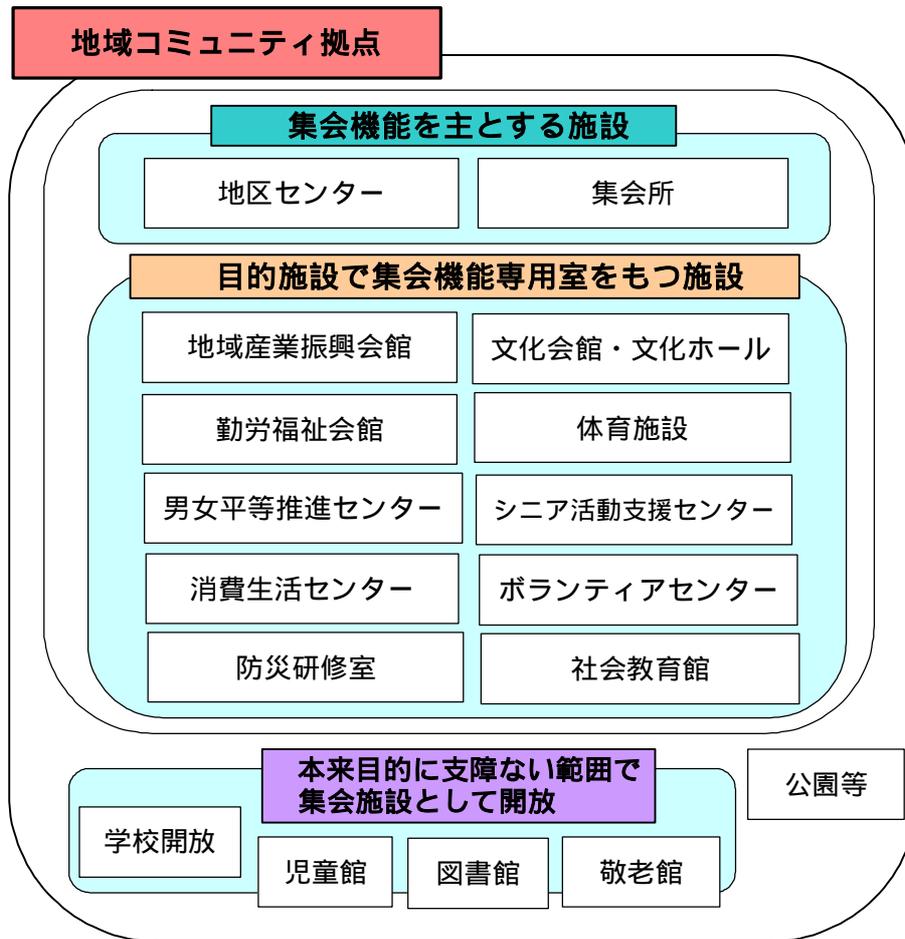
本来目的に支障のない範囲で集会施設として開放している施設（計109）

敬老館・児童館・図書館・学校開放等

交流や憩い、身近な学びの場として機能している施設

公園等（305）・図書館（10）・敬老館（18）・児童館（28）

現状のコミュニティ拠点施設



(2) 施設配置の考え方

区民が身近な遊びやスポーツ、学び、憩い、交流などをするコミュニティ拠点施設のうち、公園を除いた施設の合計は205か所、また、個別目的施設を含めて集会専用室もつ施設に限ってみた場合、69か所となっている。

(施設の設置数)

集会機能を主とする施設（地区センター・集会所）	49か所
個別目的施設で集会専用室をもつ施設	20か所
小計（専ら集会を目的とした室を有する施設）	69か所
本来目的に支障のない範囲で集会施設として開放	109か所
その他の交流や憩い、身近な学びの場	27か所
（公園及び上記に含まれるものは除く）	
合計	205か所

施設配置については、従来の誘致距離や各地域に満遍なく配置する考え方

を切り替え、施設の機能や性質別に配置を見直すこととし、コミュニティ拠点施設についても、小中学校や学童保育クラブ、公園などとともに、区民が徒歩圏内で利用できることを考慮して配置していく。

(3) 施設の再編

これまで年齢別、目的別に設置されていた地区センター・集会所・敬老館・社会教育館を、世代間の交流や地域のふれあいを重視し、年齢に関わりなく地域の誰でもが利用できる多目的なコミュニティ拠点施設「(仮)交流・活動センター」へと一体的に再編成していく。

敬老館は、開設された昭和45年当時、「老人いこいの家」(60歳以上の高齢者の休養・交流の場)として、畳敷きの大広間、囲碁、将棋、カラオケ、テレビ、風呂などを備えた施設として設置されたが、近年は、高齢者の意識の変化などから、高齢者人口の増加に反し、憩いの場としての利用者の拡大が困難な状況になっている(14年度92,193人 16年度91,662人)。一方で、区が実施する介護予防や社会参加・生きがい支援事業等の参加者が継続的に団体に利用するケースの増加(14年度49,552人 16年度59,386人)といった現象も見られる。こうした状況から、現在の憩いの場としての利用は確保しつつ、団塊の世代が集中的に定年退職を迎える「2007年問題()」に対応した地域の受け皿を拡大していく意味でも、従来の高齢者だけの居場所といったイメージを払拭し、幅広い年齢の区民が利用できるコミュニティ拠点施設へと転換し、有効活用することが必要である。

2007年問題

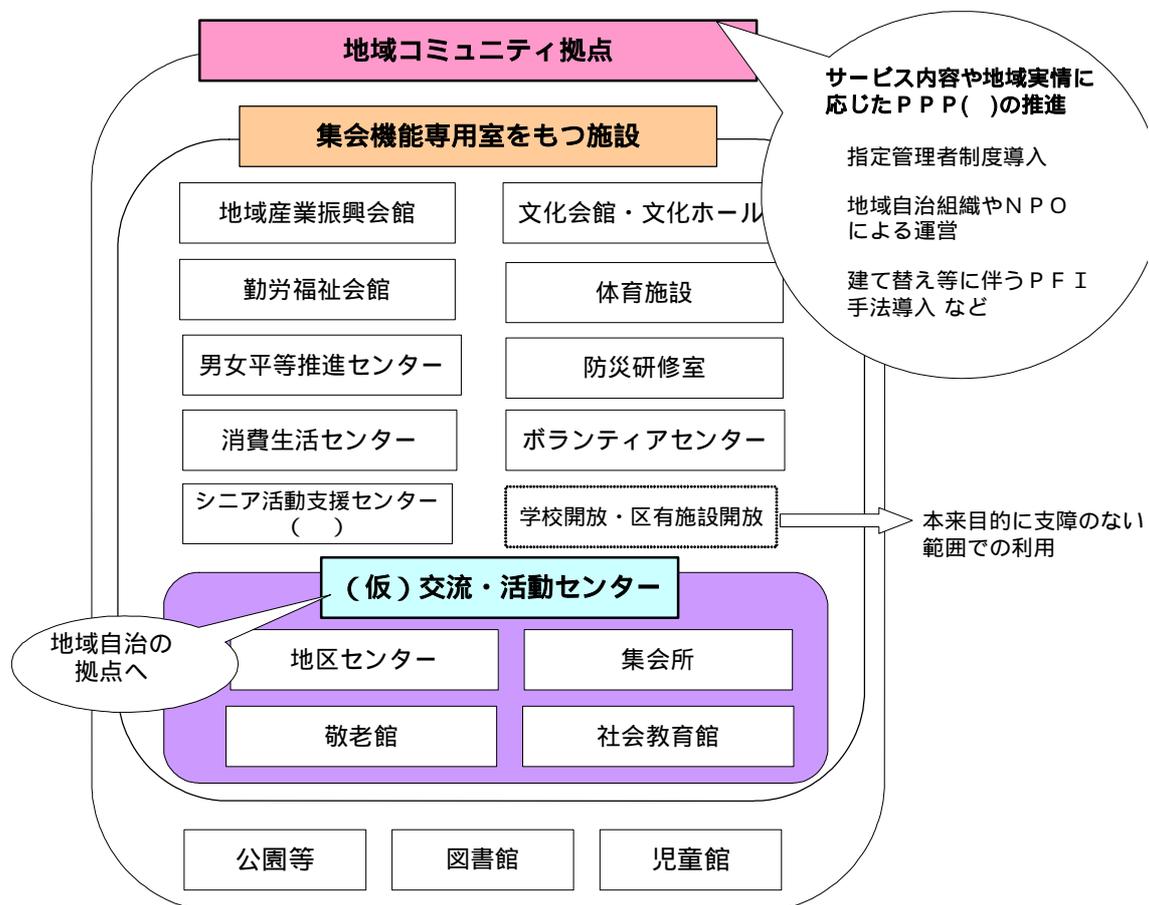
2007年から、「団塊の世代」(戦後のベビーブームの昭和22年～26年に生まれた人)が60歳に到達し始める。現在、日本の企業の約9割が定年制を定めており、さらにそのうちの9割が定年年齢を60歳に定めているため、仮に企業の定年制度が現状のままなら2007年から2010年にかけて大量の定年退職者が出ることになる。企業における技術継承、経済全般に与える影響が大きいことから社会問題となっている。地域社会にとってもこれまで地域とつながりの少なかった企業退職者を大量に迎えることになり、地域の受け皿確保、また、知識や経験を持つ人材として地域に取り込めるかどうかなどが課題となっている。

地区センター・集会所・社会教育館の各施設は、当初は、それぞれ地域活動のための拠点や社会教育の充実振興を図るための拠点として設置された。近年では地域における町会活動、また、公益的な社会貢献活動、生涯学習や趣味の活動などが充実、多様化、活発化するとともに、利用目的がボーダレス化するという傾向が見られ、地区センター・集会所・社会教育館の各施設は、様々な活動の場として、幅広く活用されている。利用実態や区民の活

動の実態に変化が見られる中で施設の設置は区役所組織の縦割りのまま存在しており、区民側からは同様の施設でありながら、利用方法やサービス内容が異なるといった問題も生じている。

こうした状況から、地区センター・集会所・敬老館・社会教育館の各施設については、利用対象、利用方法、サービス内容等を整理し、幅広い世代間や団体の交流、連携促進につながる施設へと再編する。再編する「(仮)交流・活動センター」は、従来の4施設の機能を統合的に果たす施設として、現状の施設を有効活用しつつ、互いに機能を補完しあいながら展開する。再編に当たっては、憩いの場としての敬老館利用者などが排除されないことがないよう、また、高齢者に限らず個人利用の場の確保についても配慮する。

また、管理業務については、区内を一定のエリアに分類するなどし、地域ブロックでまとめて保守や清掃などの管理業務を一括で同一業者に委託することなど、管理運営にかかるコストの縮減の可能性についても検討する。



PPPは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、行政のスリム化、官から民への考え方に加え、行政・企業・住民との間の「役割と責任のパートナーシップの再構築」に焦点をおき、「公共サービスの質的改善」を実現する取り組み。

民間の資金導入に加え、公共サービス事業について、民間企業、NPO、地域住民などに開放し参入してもらう形で連携を進める考え方。

シニア活動支援センターは、介護予防や高齢者社会参加支援事業等の進捗により(仮)交流・活動センターに再編

(4) 集会施設 IT 予約システム

コミュニティ拠点施設の集会機能について、より有効に活用していくため、集会施設 IT 予約システム（以下、「予約システム」という。）を導入し、区民の利便性の向上と効率的利用の促進を図る。

利用時間や申し込み・決定方法などの現状

IT 予約システムの導入を検討するに当たって、整理すべき課題等を抽出するため、施設の申し込み方法等について、施設ごとの相違点を中心に整理した。

ア 利用できる時間帯

施設ごとに利用できる時間帯が異なる。殆どが午前・午後・夜間の利用区分を設定しているが、時間帯が異なっていたり、30分単位や1時間単位での延長が可能な施設など施設による差異がある。

イ 申し込み方法

申し込み方法については、文化施設及び体育施設がインターネットシステムによる申し込み方法を導入しているが、その他の施設は、施設への直接来訪が電話申し込みなどによって行っている。また、利用の際に施設への登録を要件としている施設もある。

ウ 非登録団体の取り扱い

登録を要件としない場合でも、登録団体の優先利用を認める施設もあり、その多くが、「区長が定める日」に登録団体の会議を開催し、相互に調整のうえ利用団体を決定している。この場合において、「区長が定める日」が施設毎に異なっており、登録団体の会議終了後から使用日前までに利用申し込みを行う非登録団体にとって、利用申し込みを行うことができる期間について、施設間に差異がある。

エ 利用団体決定

多くの施設において、利用申し込みが重複した場合の取り扱いを先着順とし、同時の場合は抽選によることとなっている。しかし、当初に抽選によって申込順位を決定し、その順位に従って利用スケジュールを埋めていくことによって重複を生じさせないようにしている事例等、運用における差異がある。

こうした各施設個別の対応は、施設の利用動向や利便性、当該施設の特性など一定の必要性に基づいて行われているものであり、現状では施設利用の公正性を損なうものとはなっていない。しかし、条例等に規定される部分も含め、施設利用において多くの差異がある現状については、既存利用者との合意形成に十分配慮しつつ、予約システムの導入に際して集中的に整理し、可能な限り利便性の高いシステムを実現する必要がある。

予約システム導入による効果と課題

予約システムの導入によって、以下のような効果が期待できる。

ア 施設有効利用の促進

必要に応じて、「誰でも・いつでも・どこからでも」気軽に施設を利用することができるようになる。これによって、施設の利用が促進されるだけでなく施設での活動も活発となり、結果としてコミュニティの活性化が期待できる。

イ 利用システムの一元化

現在、施設を利用するときは、多くの場合、利用施設を窓口として申し込む必要がある。IT を利用することによって、施設の検索・予約・使用料等の納付システムの一元化が可能となり、利便性の向上と効率化が期待できる。

ウ 利用ニーズに応じた施設情報の提供

利用者が持つさまざまな条件から適合する施設を瞬時に選択し、施設情報の提供が可能となる。

エ 施設利用状況の把握

全施設の利用状況を数量的に把握することが可能となり、客観的・統一的指標に基づいて、利用体系を含む総体での施設の再編成を行うことが可能となる。

その一方で、施設利用の現状等を踏まえて、以下の点が課題となると考えられる。

ア 施設利用の枠組みについて

これまで、多くの施設が行政目的別に整備、活用されてきたことから、施設設置の目的に合致した団体等について、それ以外の団体等に優先して施設を利用できる体制を整えることが必要であった。

したがって、目的施設は、利用できる団体を限定しているか、その目的に合致した団体を登録団体とし、利用申し込みや承認時期を非登録団体より早く設定するなどの優遇措置をとってきた。他方で、こうした現状は、従来、これらの団体が本区において地域でのさまざまな活動に中心的に携わってきたことを端的に示している。

その一方で、「2007年問題」に伴う地域活動に関わる区民の増加や、生涯学習や余暇活動、ボランティア活動や市民活動といった地域活動そのものの多様化・ボーダレス化によって、新たな活動に取り組む団体の増加が予想される。こうした中で、利用の公正性・透明性に力点を置きつつ、既存の登録団体の活動と新規に参入する団体の活動が親和的に両立・並存することができるように施設利用の枠組み全体を再構築したうえで、システム化を図る必要がある。

イ ITに限らない情報接続方法の確保

予約システムの導入によって、効率的な施設利用体系を構築する一方、利用申し込みのインターフェイスがパソコンや携帯電話等に偏ることによって、高齢者や障害を持つ区民が施設を利用しづらくなることのないように十分配慮する必要がある。

ウ 既存システムとの整合性の確保

現在、ITによる予約システムを導入している体育施設・文化施設については、現行のサービス水準が低下しないように、新たな予約システム構築の際には、既存システムとの整合性に配慮する必要がある。

特に、指定管理者制度が導入される施設については、予約システムの運用や使用料の収納についてはもちろん、施設の集会機能部分の取り扱い等についても指定管理者と十分に協議を重ねることが必要である。

目指す予約システムあり方

集会施設のIT予約システムについては、施設利用の現状や今後予想される課題等を踏まえたうえで、次のようなものを目指し、可能な限り広範な施設への導入を図る。

ア 多様な検索キーの設定

施設利用を望む区民等が、利用希望時間帯や施設の定員だけでなく、利用できる設備や地域、駅からの交通アクセスなど、さまざまなニーズを反映させて適切な施設を検索・利用申し込みができるように、きめ細かな検索キーを設定する。これによって、施設利用希望者のニーズに応えることはもちろん、多くの施設の中から利用可能な施設情報を幅広く提供することが可能となり、施設の一層の有効活用が期待できる。

イ 多様なインターフェイスの確保

ITを活用し、インターネットや携帯電話、窓口端末などにインターフェイスを拡大していく一方、予約システム本体を全庁LAN機能上に構築するなど、ITパソコンがある区民事務所や学校など、身近な窓口からもアクセス可能とする。

また、IT以外の情報接続を可能にする観点から、FAXや電話等を通じた接続についても、必要に応じて並存させていくこととする。

ウ 申込から使用料納付までの一元的システムの構築

施設利用者の利便性においては、全ての集会機能施設について、利用申込から使用料納付までを同一のシステム上で行うことができるのが最も望ましい。文化施設において行われているクレジットカードでの使用料等の収納については、地方公共団体の歳入において第三者による弁済が認められていないことから、現状では集会機能施設全般への拡大は困難であるが、制度的検討が進んでいることと、第28次地方制度調査会がクレジットカードによる公金支払いを「可能とすべき」と答申したことを踏まえ、導入可能性を視野に入れた発達余裕を持つシステムとすることが必要である。

また、指定管理者が利用料金制によって運営している施設もあることから、納付に際して利用者の混乱を招くことがないように、また、区の歳入との混同がないような体制もあわせて構築する。

エ コミュニティ拠点施設にふさわしい利用の枠組みへ

団体登録制度は、施設本来の目的に即した利用を担保・促進する観点から、維持してきた経緯がある。このため、現在では施設ごとに団体登録を行う必要があるが、今後、(仮)交流・活動センターへの再編やコミュニティ拠点施設の有効活用を検討する中で、団体登録制度も可能な限り一元化していく。

オ 使用料減額・免除規定の一元化

公共施設の使用料については、他の使用料も含め、平成7年度以降、4年ごとに定期的な見直しを図り、受益者負担の考え方を原則とした減額・免除規定の見直し、また、原価計算の算出基礎の改正などを行ってきた。現在の施設使用料の減額・免除規定については、施設毎に設定されている。今後、集会機能のより効率的な利用を進めていくため、また、無料で利用できる施設と有料施設の利用者間、施設利用者と非利用者間の不公平を是正するため、可能な限りの一元化を図っていく。

(5) 施設総数の縮減

集会機能を持つコミュニティ拠点施設については、今後、建て替えを除き単独での新規設置は行わない、学校施設をはじめとした公共施設の建て替えや改築時には複合化を検討、低利用施設については廃止や転用を進める、といった3つの取り組みのもと、施設総数の縮減を図っていく。

IT予約システムを導入することで、導入された集会機能を持つ施設の利用状況がいつでも、どこからでも、誰でもが確認でき、区民側、行政側双方からガラス張りになる。これにより、客観的判断材料を基に低利用施設の効果的・効率的な利用方法や施設の廃止・転用を考えていくことが可能となる。

ただし、個々の施設の存廃や転用については、交通の便や周辺住民の年齢構成、近接施設の配置状況、施設特性、他の施設での代替の可能性などについて総合的かつ十分に検討したうえで、個別具体的に判断する必要がある。

コミュニティ拠点施設の効率的な利用・廃止・転用等に関する基準は次のとおりとする。

〔集会機能を持つコミュニティ拠点施設の効率的利用・廃止・転用等の基準〕

施設毎の効率的利用の目標値を40%に定め、これを下回る場合には、各施設において利用率向上策や有効活用策を検討する。

施設毎の利用率が20%を下回る場合には、当該施設の廃止、転用を検討する。

7ブロックの各地域エリアにおいて、エリア内の利用率が40%を下

回る場合には、エリア内において施設の統廃合を検討する。

(6) 区民の生涯学習支援体制の強化

区内では、文化、芸術、スポーツ、地域貢献や地域交流など様々な目的を持った区民や団体が活動している。こうした活動については、生涯学習課を始め、各所管課やボランティアセンターが、区民自らの学びや活動を幅広く支援してきた。

今後、区民の活動が多様化し、活動の目的も幅員化、ボーダレス化していることから、一層の生涯学習支援体制の強化を図ることが求められる。今後、生涯学習課においては、区民の学習活動振興の中核的な役割を担うとともに、家庭教育に関する事業、文化・芸術的事業、社会状況などから、特に取り組みを進める事業などを実施するとともに、区民の学習活動支援についての取り組みを強化していくこととする。

特に、「2007年問題」なども視野に入れ、新しく地域で活動や学習を開始しようとする区民を対象とした支援、また、区民の学習成果を個人のためだけではなく地域の人々の生活を支え住みよい地域社会をつくることに還元していくための仕組みづくりや支援などを強化していくことが重要である。この状況を踏まえ区民の生涯学習体制の強化を図るために、以下のような取り組みを進めることとする。

団体への支援や庁内連携の強化

区民や団体の学習活動を振興し地域を活性化していくため、より幅広い活動や団体含め、施設を限定することなく多様なアプローチで学習活動や団体活動の支援を行う。また、生涯学習課が中心となり関係各課との連携や情報交換の場を設けるとともに、適切な支援や情報提供を進めるため、様々な団体の学習要求や活動内容の実態把握を進める。

団体に関する情報提供や学習相談

身近な地域で何か始めようと思う区民がワンストップで情報を得ることができるように、趣味のサークルを含めた様々な団体に関する情報や人材情報などについて区民にわかりやすく、オープンな形で提供していく。

また、学習相談についても、社会教育館や区役所の窓口に限らず実施する体制をITの活用など多様な方法について検討する。

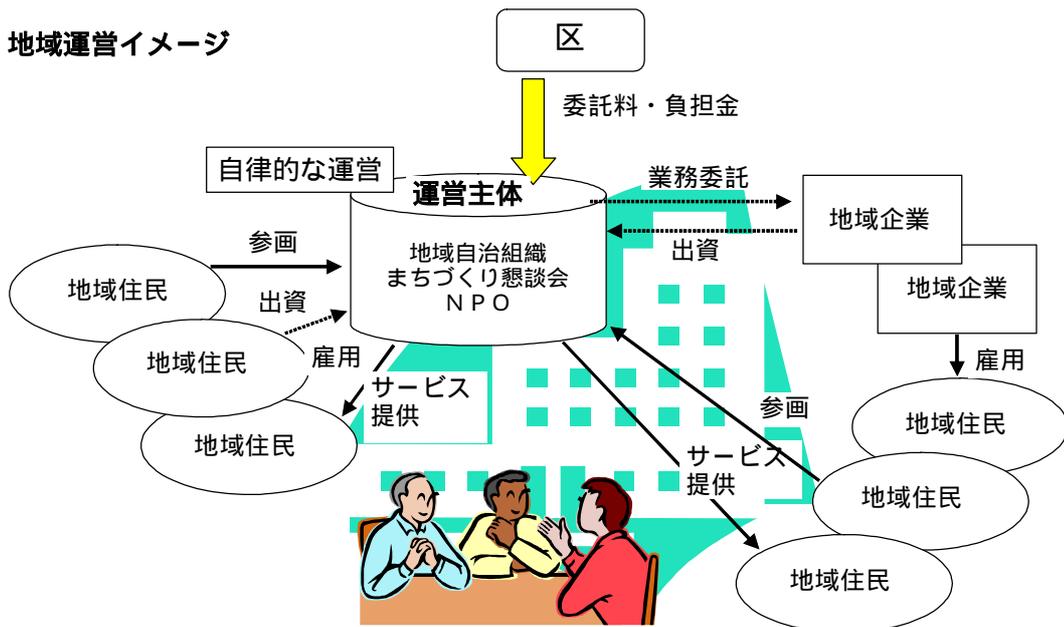
区民の学習成果を地域で活かすための仕組みづくりと支援

区民や団体が自主的に行う学習活動の企画・立案やコーディネート、また、将来的には地域コミュニティ拠点施設における学習相談などへの対応も可能な「生涯学習サポーター」の養成、また、地域における生涯学習事業を展開、推進するNPOの立ち上げ支援、区民や団体との協働による教室や講座の開催などの取り組みを進める。

(7) 地域団体が運営主体となる協働モデル

「報告書」において、コミュニティ拠点施設については、まちづくり懇談会、町会、利用者団体、NPOなどの地域団体や自治組織が運営主体となることが提言された。コミュニティ拠点施設の運営主体として、民間企業が担うことも考えられるが、収益性よりも地域のニーズや課題を吸い上げることが優先させること、また、様々な地域住民の活力を地域に取り込むことが可能となること、地域住民自らが自律的に施設運営に取り組むことで、地域経営や地域自治の視点が養われること、事業の実施過程などにおいて地域企業をはじめとした様々な地域資源との連携が可能となり、地域経済の活性化や地域雇用の拡大などにつながることなどから、地域人材で構成される組織が責任ある事業主体として施設を管理・運営することは、望ましい姿である。ただし、現状では、そうした地域団体が十分に育っていないことや、事業企画力やサービスの質の担保、また、継続性などについて課題や不安があることなどから、全ての地域や施設で一様に展開することは困難である。

地域運営イメージ



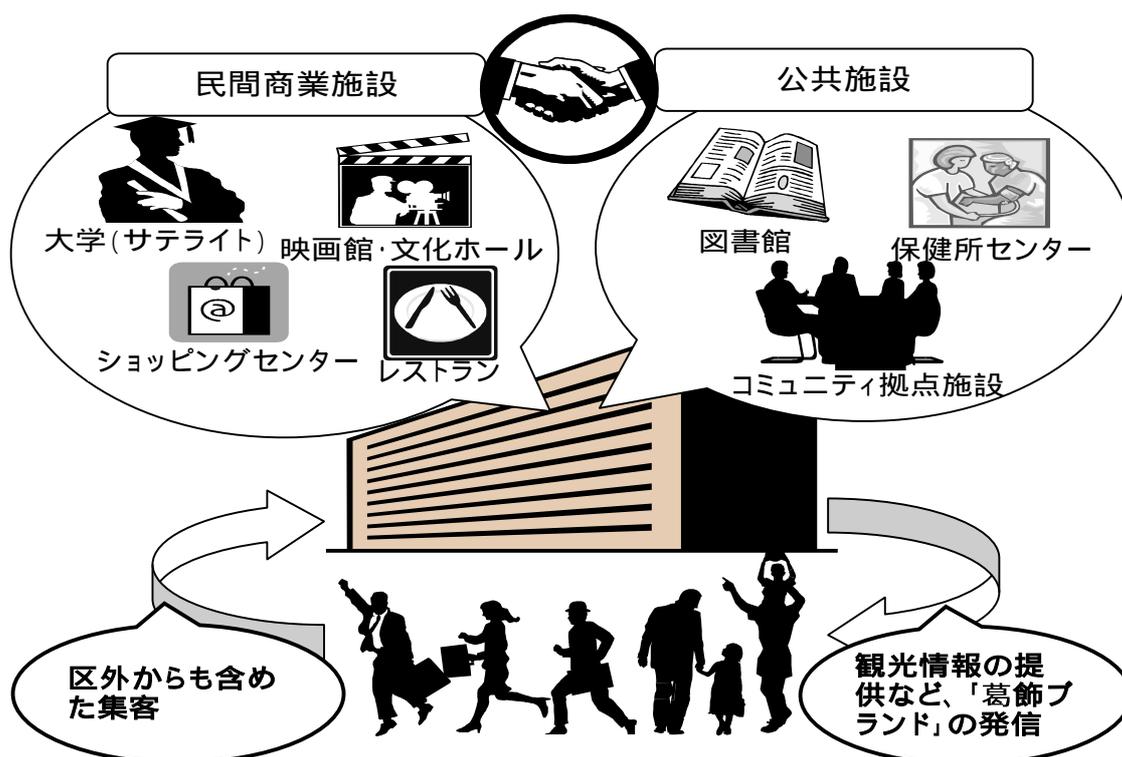
こうした状況から、コミュニティ拠点施設の管理運営については、区が地域団体の育成や団体との協議を進めつつ、将来的にも自律的に地域が運営を継続していける枠組みの研究や人材の育成を進め、地域や運営団体の実情に即したモデルプランなどを検討していく。地域団体が施設の運営主体となることへの期待としては、施設の管理よりも、施設を拠点として地域住民自らがソフト事業を企画・立案し、サービス提供者となり、地域課題の解決や交流の活発化を進めることにある。こうしたことから、モデルプランを実施する際には、区と地域とのパイプ役として、地区センター長

や各所管課の職員が関わるとともに、ソフト事業の企画については、専門的ノウハウや知識を有する社会教育主事などのスタッフが支援を行っている。

(8) 立地を活かしたコミュニティ拠点モデルプラン

「報告書」において、駅周辺で立地条件の良い学校等の比較的大規模な施設の廃止があった場合には、コミュニティ拠点や総合型地域スポーツクラブ、その他の公共施設に加え、区外からの集客も見込める映画館や文化ホール、大学(サテライト)、ショッピングセンター、また、観光情報やかつしかブランドの情報発信基地を含む複合施設としてコミュニティ拠点モデルを実施することが提言された。

立地条件を満たすとともに、周辺に児童会館、社会教育館、保健センターなどの公共施設が集まる新小岩地域の旧松上小学校跡地を具体的な展開場所として想定し、民間活力の導入を含め、初期の段階から、地域住民参画により、導入する公共施設や民間施設導入の可能性などについての検討を進める。



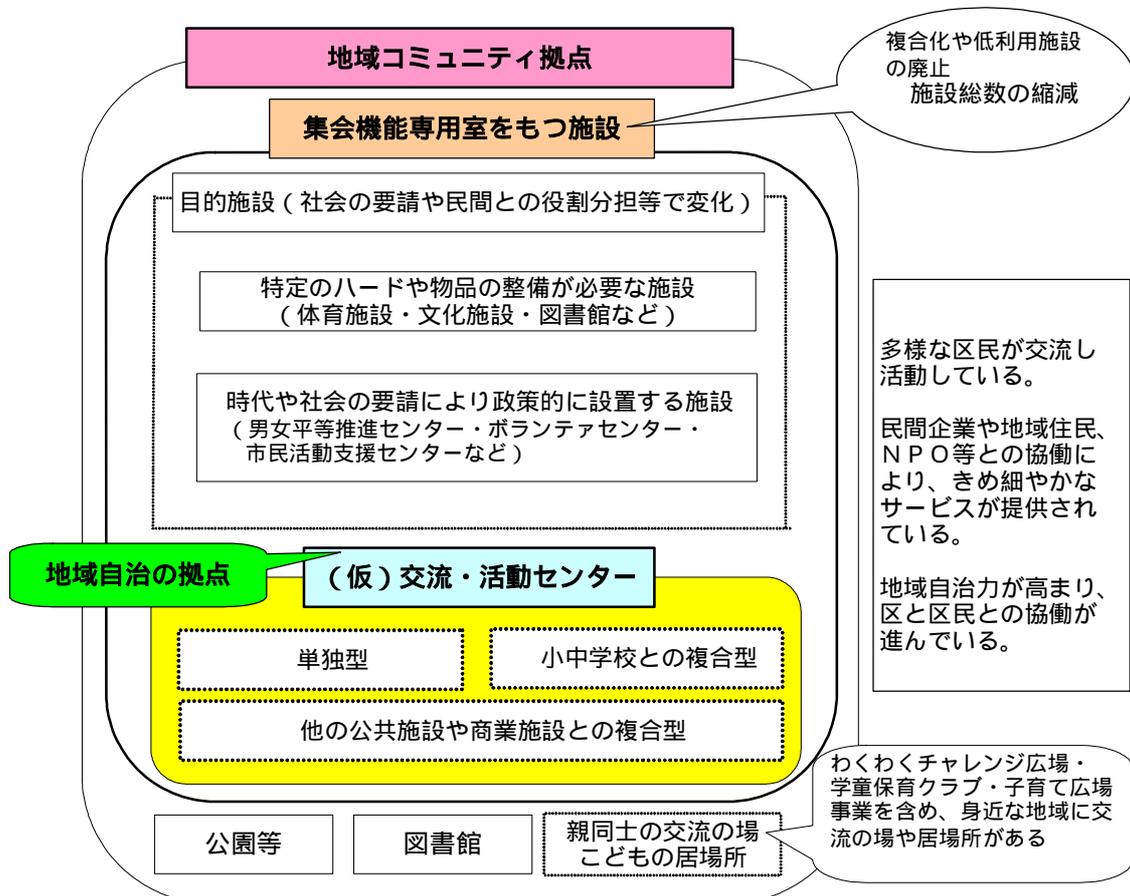
2 コミュニティ拠点施設の将来像

(1) (仮) 交流・活動センターの展開

地区センター・集会所・社会教育館・敬老館を再編した「(仮) 交流・活動センター」は、子どもから高齢者まで地域の誰もが利用できる施設とすることで、様々な世代、また、地縁団体やNPO、趣味のサークル

など、これまでつながりを持つチャンスが少なかった区民同士が出会い、交流し、具体的な連携を生み出していく場となることが期待できる。

施設の管理・運営については、地域人材で構成される団体や利用団体、NPOなどを主体としたもの、それらと民間事業者を含めた多様な連携の中で行われるものなどの可能性が考えられる。また、施設の管理・運営に関与していなくても、個々の団体がサービス提供者となり、地域住民を対象に地域交流や子育て支援、健康づくり、地域安全、生涯学習、環境保全などの事業を区との共催や区からの受託事業として、あるいは独自に展開していくことが期待される。(仮)交流・活動センターのサービスが充実することは、区民が歩いて行ける身近な場所において、区民が参加できる遊び、学び、憩い、スポーツ、交流などの選択肢が広がることになり、区民の日常生活を豊かに、また彩りあるものにすることが可能となる。



「(仮)交流・活動センター」の施設ハードについては、現在の地区センター・集会所・社会教育館・敬老館施設を有効活用や長寿命化を図りつつ更新していくこととするが、学校施設をはじめとした全ての施設の建て替え時には、計画の初期段階から地域との合意形成を図り、「報告書」の3つのモデルプラン(単独型 小中学校との複合型 他の公共施設や商業施設との複合型)を基本に考えていく。

単独型（報告書「分散型モデル」）

現在の地区センター・集会所・敬老館・社会教育館を単独で更新する。改築する際には、システム鉄骨の採用やスケルトン・インフィル分離方式などの活用を進める。

小中学校との複合型（報告書「学校施設を拠点とした総合コミュニティセンターモデル」）を基調に小中学校の建替え時に集会施設等の複合化や地域への開放のあり方などを検討。

（ ）平成 18 年度以降、「未来を見据えた学校づくり」の中で、小中学校の建て替えや適正配置、コミュニティの場としての活用を検討。

他の公共施設や商業施設との複合型（報告書「立地を活かした商業型コミュニティ拠点プラン」）施設の建替えにあわせて、他の公共施設や商業施設などとの複合施設として設置する。

（２）ITを活用した利用実態の把握とコミュニティの広がり

予約システムの導入によって、将来的には、利用したい施設の検索・予約から実際の利用、使用料納付にいたるまで、施設利用に関する情報基盤が標準化されることになる。

また、より多くの施設利用者が予約システムを介して様々な活動を行っていくことから、予約システムをただ「施設の利用」という限定的な機能について活用するだけでなく、システム利用者が地域の中で知りたい、出会いたいテーマ・仲間・活動・行事・イベントなどの情報を探し出すことができる検索機能や関連するホームページに飛べるリンク機能などを備えたポータルのひとつとして、発展的に活用していくことが期待できる。

利用実態の把握と活用

予約システムの運用によって、導入施設の全てについて、地域別、施設別、また、広さや機能別（視聴覚室、ホール、調理実習室、和室）に利用実態や動向が明らかになる。こうした数量的、客観的判断材料を施設の建て替え、改築時の基礎資料として用い、効果的な施設の設置を進めていく。

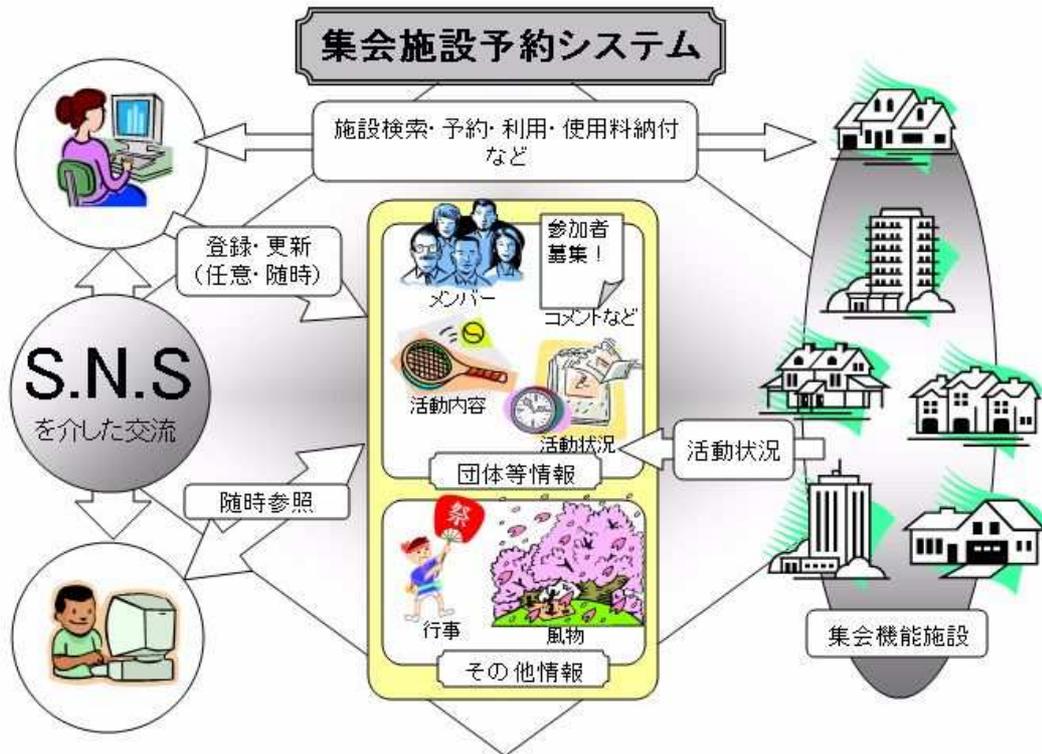
S.N.S（ソーシャル・ネットワーク・サービス）への発展

予約システム上で、活動している団体等の情報を任意に登録・更新できる環境を整えることによって、その団体の活動に興味や関心を持った区民等が、活動内容や活動時間などについて、随時参照・閲覧することができるような機能を付加する。

長期的には、予約システムに S.N.S としての機能を整備できる可能性を想定し、発達余裕を持たせることで、将来的にはこの機能を介して地域のテーマに共感する区民等が自主的・主体的・自律的に相互交

流を行い、より地域に根差した現実のコミュニティ活動が活性化されることが期待できる。

S.N.S の設置そのものは、大きな技術的困難を伴うものではないが、地域活性化の観点から、運営管理には地域の NPO 等があたるとともに、経費については、地域の商店や企業をスポンサー化して確保するような地域密着型の体制の構築が必要となる。



S.N.S とは

新たな交流を広げることを目的に開設された、会員制のコミュニティ型 Web サイト。既存の参加者からの「招待」がないと参加できないサービスと、自由に参加できるサービスがある。特に前者は、利用者がお互いのプロフィールをある程度認識しているために実名性が高く、基本的に「信頼関係」「友好関係」に立脚したネットワーク・コミュニティが形成される。したがって、利用者の匿名性の高さゆえに運営や参加者相互の信頼構築が難しい掲示板に比べて現実の「社交」に近く、参加者相互の理解と交流が重視され、目的を共有する人々の緩やかな連帯や協力を生み出すことが期待できる。

計画の推進に向けて

効率的で質の高いサービス提供と地域交流の活性化を目指し、各施設の取り組み事項、低利用施設の利用率向上策や有効活用策については各部が責任を持って取り組み、地域コミュニティ拠点施設の再編、集会施設 IT 予約システム構築、地域団体を運営主体とする協働モデル、低利用施設の廃止や転用、立地を活かした商業型コミュニティ拠点プランの検討に関する事項については、政策経営部の責任のもとに取り組む。

計画期間が満了する時点で、施設ごとの取り組みやモデルプランの効果などについて検証し再点検を行うものとする。また、計画の実施状況については毎年度検証し、区民に公表し、公共施設の見直しを確実なものとしていく。

別表「施設ごとの年次取り組み事項」

施設	取り組み項目	実施時期		
		18年度	19年度	20年度
男女平等推進センター	利用者団体等を指定管理者とした運営の検討	検討		
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
地区センター (仮)交流・活動センターへ	地域住民や団体等を主体とした運営の検討	検討		モデル実施
	(仮)交流・活動センター再編(地域ブロックによる管理業務委託導入検討含む)	検討		実施
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
集会所 (仮)交流・活動センターへ	地域住民や団体等を主体とした運営の検討	検討		モデル実施
	(仮)交流・活動センター再編(地域ブロックによる管理業務委託導入検討含む)	検討		実施
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
消費生活センター	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
勤労福祉会館	市民活動支援センターとあわせて、指定管理者制度導入	実施		
防災研修室	目的施設としての役割を整理するとともに集会場機能としての具体的活用策を検討	検討		実施
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
ボランティアセンター	指定管理者制度等導入の検討	検討		
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
シニア活動支援センター	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
敬老館 (仮)交流・活動センターへ	(仮)交流・活動センター再編(地域ブロックによる管理業務委託導入検討含む)	検討		実施
	日中を含めた集会施設としての活用を検討	検討		実施
	地域住民や団体等を主体とした運営の検討	検討		モデル実施
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
保健所・保健センター	建て替え(PFI手法導入検討)	検討・事業者選定	事業者決定・着工	
	保健所・保健センター配置計画策定	検討・策定	-----	
児童館・児童会館	わくわくチャレンジ広場、学童保育クラブ、子育て広場事業との役割分担・整理	検討		実施

施設	取り組み項目	実施時期		
		18年度	19年度	20年度
母子生活支援施設	建て替え(PFI手法導入検討)	検討・事業者選定	事業者決定・着工	
子ども家庭支援センター	子ども総合センターとして総合施設に統合改組(PFI手法導入検討)	検討・事業者選定	事業者決定・着工	
学童保育クラブ	わくわくチャレンジ広場、学童保育クラブ、子育て広場事業との役割分担・整理	検討		実施
保育園	多様な保育需要に対応するため民営化を推進		検討・実施	
区営住宅	管理代行制度などを含め効果的・効率的な管理運営方法導入	検討	実施	
コミュニティ住宅	事業終了後に廃止	-----	-----	-----
公園等	公園管理計画策定(地域ブロックの管理業務委託や指定管理者制度導入等)	策定	実施	
静観亭・和楽亭	公園利用者便益施設等として有効活用	検討	実施	
旧学校	立地条件や規模等を踏まえ、行政ニーズや地域活性化を目指した活用などを検討		検討	
小中学校	「未来を見据えた学校づくり」として学校施設のあり方を検討、計画の策定(多様な授業形態への対応、安全・安心の確保、環境・情報化への対応、地域コミュニティの場としての活用、小中一貫教育校の設置等について総合的に検討)	検討		策定
校外施設(日光・あだたら)	指定管理者制度導入を含めた効率的運営の検討	検討	実施	
社会教育館 (仮)交流・活動センターへ	生涯学習・サークル活動等支援体制の構築(生涯学習課)	検討	実施	
	地域住民や団体等を主体とした運営の検討	検討		モデル実施
	(仮)交流・活動センター再編(地域ブロックによる管理業務委託導入検討含む)	検討		実施
	IT予約システム導入(利用料金・申込方法・対象団体検討含む)	検討		実施
郷土と天文の博物館	新たに導入するシステムや施設特性を活かし、更なるサービスの充実・多様化、有効活用と効率的な運用推進	検討	実施	
教育資料館	郷土と天文の博物館の附属施設として施設特性を活かした有効活用と効率的な運用推進	検討	実施	
図書館	新中央図書館を金町駅南口に設置		事業者決定・着工	
	立石図書館の建て替え(PFI手法導入検討)	検討・事業者選定	事業者決定・着工	
	管理業務委託、指定管理者制度導入	検討		実施

葛飾区公共施設見直し推進計画

発行日 平成18年(2006年)6月

発行 葛飾区政策経営部経営改革推進担当課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8177(直通電話)

